

氏 名：江川 優子
学位の種類：博士（看護学）
学位記番号：甲第176号
学位授与年月日：2019年9月17日
学位授与の要件：学位規則第4条第1項該当
論文審査委員：主査 萱間 真美（聖路加国際大学教授）
副査 麻原 きよみ（聖路加国際大学教授）
副査 鶴若 麻理（聖路加国際大学准教授）
副査 西村 ユミ（首都大学東京教授）

論文題目：今なお保健師であり続けているということ-重篤な状態あるいは死亡となった児童虐待事例を担当した市区町村保健師の経験-

博士論文審査結果

本研究は、市区町村保健師が家族に関わる中で、対象児が虐待によって重篤な状態あるいは死亡となったという出来後を経て、保健師として働き続けるということを担当保健師本人がいかに関験したのかを、現象学の方法を用いて探求することを目的としている。

予備研究では、全国279名の管理者保健師に質問紙調査を実施し、状況の経験の有無と、その後の担当保健師の状況、管理者によるサポートの現状を分析した。事例を担当することは、担当保健師にとってトラウマとなる可能性のある出来事であり、心身の不調や保健師としての自信喪失を招き、離職につながる経験となり得ると捉えていること、保健師の「苦しみ」に、具体的な支援を提供する体制づくりが必要であると感じていた。

本研究におけるインタビュー対象者は3名で、新任期から管理期にある市区町村保健師であった。インタビューは各2回、最大で合計136分、「支援している家庭で重篤な状態あるいは死亡となる児童虐待事例が起こったという出来事」が、事例の詳細に踏み込まないという条件の下で語られ、保健師の経験と研究者が抽出したテーマが記述された。

審査では、標記やテーマのネーミングに対する意見の他、研究目的は「その後も保健師として働き続けるということがどのように経験されているかを記述する」であるが、「保健師の実践がどのように成り立っているのか」が記述されていることが指摘された。また、関連した関係者間でしか共有できない状況にあった研究対象者が研究者という第三者に語るという対話のあり方が語りの内容を形作り、そこに保健師へのケアの可

能性があるという指摘があった。

これらについては審査後、再分析と修正が行われ、「責められるべき自分」から「活かされるべき自分」へ、「過去へ向かう眼差し」から「未来へ向かう眼差し」への反転が起こったこと、保健師の2つの在り様、(固有の対象に専心する担当としての保健師と、専門職としての将来に向けてある保健師)をはじめ、保健師の経験と研究者との相互作用に関する新たな洞察が記述され、研究目的を達成していることが確認された。以上により、本論文は、本学学位規程第5条に定める博士(看護学)の学位を授与することに値するものであり、申請者は看護学における研究活動を自立して行うことに必要な高度な研究能力と豊かな学識を有すると認め、論文審査ならびに最終試験に合格と判定する。